

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 夫人同伴の国際会議費用

Q：当社が所属する経済団体の代表として、当社の役員が、アメリカで開かれる国際会議に出席することになりました。この会議には主催者側の要請により、役員夫人も同伴することになっていますが、夫人は当社の役員でも社員でもありません。この場合の夫人の旅費の取り扱いについて教えてください。

A：①その海外旅行が業務上必要、②夫人を同伴することが要件、③夫人が実際に国際会議に出席等の条件が満たされれば、会社の旅費として処理することができます。

【解説】

役員海外渡航が業務遂行上必要と認められるものであっても、役員親族や会社の業務に常時従事していない者を同伴した場合には、その同伴者に要した費用は、原則として、その役員に対する賞与として取り扱われます。

ただし、役員が同伴者を必要とする理由が、次のように明らかに海外渡航の目的を達成するためであるならば、その旅行に通常必要と認められる金額については、旅費等として処理することができます。

- (1) その役員が常時補佐を必要とする身体障害者であるため、補佐人を同伴する場合
- (2) 国際会議への出席等のために、配偶者を同伴する必要がある場合
- (3) その旅行の目的を遂行するために外国語に堪能な者又は高度の専門知識を有する者を必要とするような場合に、適任者が法人の使用人のうちにいないため、その役員親族又は臨時に委嘱した者を同伴するとき

